慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	社会統合とコミュニケーション政策 : 言語とサブカルチャー
Sub Title	
Author	鶴木, 眞(Tsuruki, Makoto)
Publisher	慶應義塾大学法学部
Publication year	1983
Jtitle	慶應義塾創立一二五周年記念論文集 : 法学部政治学関係 (1983. 10) ,p.169- 188
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Book
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=BN01735019-00000002-0169

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

社会統合とコミュニケーション政策

——言語とサブ・カルチャー——

鶴木　眞

(一)

一九五〇年代と一九六〇年代に多くの新興国が誕生した。この期間の国際連合への新加盟国数は六九ヵ国の多きに達している。たしかにこの中にはオーストリア、ハンガリア、イタリア、日本などの諸国も含まれているが、大部分（五九ヵ国）はアジア・アフリカに位置する第二次世界大戦後に独立した新興国であった。これらの国の指導者たちが独立達成後、ただちに直面したことは国民国家を形成するための社会統合の問題であった。

カール・ドイッチは、新興国の人民の間に「国民意識」が分かち持たれることが、社会統合を達成するうえで不可欠の要素と考えた。彼は、国民意識の形成を社会的コミュニケーションの諸施設（ファシリティズ）（facilities）と関連づけて、次の様に述べている。(1)

社会的コミュニケーションの諸施設とは、具体的には社会的に標準化（standardized）された言語、文字、符号、計算の仕方などである。これらの諸施設が存在すれば、社会の成員や集団の間に共通の情報蓄積（習

慣、記憶、嗜好など）や、新しい情報への共通した対処の仕方が形成される。こうして国民や国家は現在の自分達と、過去の歴史をつなぎ合わせたり、或は将来への予測を過去の体験との対比の中で行なうことができるようになるのである。

社会的コミュニケーションの諸施設とドイッチが呼んだものは、一般に文化人類学では「文化」と呼ばれている。したがって、ドイッチはこの様な文化が共有されるところに、新たなコミュニティが形成されるとした。国民意識の形成は、国家的規模に拡大されたコミュニティを基盤にして形成されるものであり、社会的コミュニケーションの諸施設がどれほど構造的に、機能的に標準化されているかに依存するとした。

ところが現実には、多くの新興国では標準化された言語、文字、符号、計算のしかたなどは容易に達成されなかった。その理由としては大よそ次の点があげられる。

第一に、新興国の国境がしばしば旧植民地宗主国間の勢力均衡により設定された人工的境界であるため、言語や民族あるいは自然条件による境界と一致していないこと。

第二に、新興国の大部分は国内に複数の言語集団をもっている場合がほとんどであり、さらに共通語が複数競合している場合（インドにおけるヒンディー語と英語、マレーシアにおけるマライ語、中国語、英語のように）が多いこと。

第三に、新興国の政府にとって乏しい国家予算を、地味で一応の成果を得る迄に時間がかかる社会的コミュニケーション諸施設の整備や形成に投下する意欲のないことがあげられる。(2)

そこで拙稿においては、一九六〇年代にさかんに論じられた新興国の近代化の諸問題と、一九七〇年代に論じられた欧米先進国でのサブ・カルチャーの衝突・対立の諸問題から、社会統合とコミュニケーション諸施設の標準化

の関係を再考察することとしたい。

（1）Karl Deutsch, Nationalism and Social Communication, New York, Wiley, 1953.

（2）不必要とも思われる近代兵器の購入や自動車のめったにとおらないハイウェイの建設や収支を度外視した国際航空路線への参加などへ国家予算を投下する割合と比べて僅かであったことなどがあげられる。しかし、このような「シンボル」が、国家統合と国民意識の形成に役立った側面もたしかにある。シンボルをとおして、国家への一体感を形成した新興国の一般庶民も決して少なくないであろう。またシンボルとしての軍隊は、兵員の教育機関としての役割も備えていた。火器を分解整備するにしても、車輛を動かすにしても、通信機械を操作するにしても、字が読めることや標準化された言語がしゃべれることなどが要求された。したがって、このように軍隊をとおして識字率が高まったことも事実である。

近代化に果たすシンボルの役割については、Karl de Schweinitz, Jr., "Growth, Development, and Political Modernization," World Politics, vol. XXII, July 1970 はきわめて適切な指摘をおこなっている。

(二)

多くの新興国が、社会統合をめざして権力を集中した政府や指導者の下で様々な試みを実施したにもかかわらず、独立当時に高まりを見せた社会的「期待」が急速にしぼんで、「フラストレーションの増大」による第二革命あるいは社会不安に移行してしまった原因は、しばしば次のように説明されている。

新興国にとって、先進国をまねして作った政治制度、産業構造、法律体系などが、それらを支えるに足る十分成熟した国民意識、知識水準、企業家精神などを伴わないまま、国民一般の欲求や期待感ばかりを時間的経過とともに高めてしまったためであった。(1)

一九六〇年代に論じられた近代化の諸問題の中で、このような悪循環が新興国の国民の間にもたらされないためには、どのようなコミュニケーション政策（マスメディアの導入、教育制度の創設、運輸動員手段の整備など）が採択され

るべきかが中心的な議論の一つとなっていたのである。[2]

新興国は、望ましい社会的統合とそれによる国民国家の達成のための手本を、先進国から得ようとした。先進国は既に社会的統合を次の二つの点において達成したと一般に考えられていた。それらは、㈠地域的、階層的に分節化されていた社会を相互依存させるために、社会的諸役割の特殊化、専門化を高度化し、㈡国家的な規模で国民の行為に共通の枠組を確立することに成功した、というのである。国民国家を形成するためには、社会的コミュニケーションの諸施設の整備こそ、不可欠の要件であるということが、先進国に手本を求めた新興国の結論であった。

新興国にとって発展や成長が停滞すると、新興国の援助にたずさわっている先進国の官僚や学者やジャーナリスト達は、その原因が社会的コミュニケーション諸施設を整備していない新興国の「病理現象」にあると判断するのが常であった。そして、先進国を発展や成長の普遍的モデルと考えた処方箋を新興国に提示しつづけたのであった。

たとえば、インドの近代化を阻害している主要な原因の一つが言語問題にあると考えているジャーナリストが書いた文章の一部を引用してみよう。そこには、インドの言語的多様性が社会的病理現象として把握されている姿が明瞭に述べられている。

「インドにみる横の面での多様性と縦の線での多層性は、言語問題を真剣に考える人達を時として絶望的にする。

運の悪い場所に生まれてきたインド人は全国的な水準で一人前になろうとすると少なくとも四つの言葉をマスターしなければならない。まず生まれた部族の言葉である。この言葉は小学校の段階でもう頼りにならなくなり、初等教育を終わらせるためにはその州の公用語を習得しなければならない。次に中央政府の役人になったり、全国に支店のある大企業に就職しようとすれば、国の公用語であるヒンディ語をマス

ターしなければならない。更に政府の高官や一流企業の重役になろうとすれば、大学を出なければならないが、大学教育の大部分が英語で行なわれているので、英語を人並み以上に身につける必要がある。

このように見てくると、言葉の多様性と多層性が、カーストなどの伝統的な社会制度とからみあって、エリートと大衆のギャップを拡げ、一つの国としての発展を妨げるものであることは誰の目にも明らかである。[3]」

歴史的に見て、短期日のうちに社会的コミュニケーション諸施設の整備や標準化を達成しようとする場合、政治権力を背景とした強制を伴うことがほとんどであった。たとえば、トルコにおけるケマル・アタチュルクの改革や、現在のソ連や中国における共通語としてのロシア語や中国語（普通話）の普及や育成の過程はこのことを明瞭に示している。[4] 社会的コミュニケーションの諸施設の先進国並み標準化を達成しようと試みた新興国は、ごく僅かの例外をのぞいて、国内の社会的フラストレーションを増大させる原因の一つとなってしまった。

たとえば、サハラ以南に位置する新興国が旧植民地宗主国の言語ばかりでなく、アフリカの言語も公用語としようとする試みは、この地域が非常な多言語地域であることに加えて、国境が民族や言語の地理的分布を無視して引かれているために、きわめてむづかしい問題となっている。具体例をあげれば、ギニアでは共通語制定の政策がうち出されて久しいが、スースー族、ナルー族、バガ族、プール族、ランドマーク族などの、どの言語を共通語にするかが決定せず、結局フランス語を共通語として用いている。また、ザイールではモブツ大統領時代の一九七二年に「アフリカの正統性の回復」をスローガンにかかげたが、それをフランス語で書かざるを得なかったという逸話が残されている。[5]

また、もしブラック・ナショナリズムがアフリカの言語の公用語化へとむかうならば、政治権力を握った民族あ

るいは比較的に多くの構成員をもった部族が、自分たちの言語に特別な地位を与えようとするであろう。多様な言語のなかから一つないしいくつかを公用語とすることは、残りの言語集団を一つの国の中で従属的地位におくことになる。言い換えれば、言語によって民族的あるいは部族的アイデンティティをもっている非公用語集団の人々に第二級の市民としてのレッテルを貼ることになる。

このような状況は、国内における政治紛争の主要な原因の一つとなっている。たとえば、一九六七年六月の南アフリカ共和国の首都ヨハネスブルグの黒人居住区でおきた暴動である。この事件の発端は、当時のフォルステル政権が黒人にたいし、中等教育にアフリカーン語を強制したことにあった。黒人たちは、アフリカーン語を少数白人支配の象徴と見なしているため、この教育政策に強く反発したのであった。

言う迄もなく、共通語として特定の言語が普及している国では、事情は大きく異っている。たとえばセネガルはその良い例である。この国ではウォロフ語が、国民の八〇パーセントに共通語として普及している。したがって公用語をフランス語からウォロフ語に替えようとする試みは、事実上の支持を容易にひきだすことができたのである。また、イスラエルにおける国語としてのヘブライ語の復活は、ヨーロッパ系ユダヤ人もアジア・アフリカ系ユダヤ人も、ユダヤ的伝統への回帰という点で、共に支持したのである。ヘブライ語は現在、イスラエルにおいて第一世代には共通語として、第二世代以降(サブラと呼ばれている)には国語として定着している。

(1) たとえば、ディヴィエスの革命を説明するJ・カーブもこのような基本的認識に立っている。
James C. Davies, "Need Satisfaction and Revolution," American Sociological Review, vol. 27, No. 1, Feb, 1962.

(2) Lucian Pye, ed., Communication and Political Development, New Jersey, Princeton Univ. Press, 1964.
Daniel Lerner & Wilbur Schramm, eds., Communication and Change in Developing Countries, Honolulu, East-West Center Press, 1967. など。

(3) 増田純男編『言語戦争』大修館書店　一九七八年。

(a) The Generalized Concept: Need Satisfaction and Revolution.

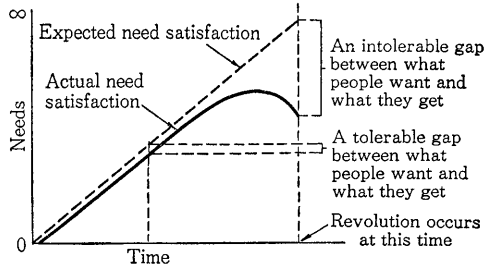

(4) ソ連においては、約一三〇種類の言語が存在している。主要な言語は、東スラブ語族に属するロシア語、ウクライナ語、白ロシア語である。ソ連邦を構成する各共和国では、それぞれの主要構成民族の言語を公用語として使うことが認められている。しかし、ロシア語はソ連全体の共通語として位置づけられている。

中国においては、共産党政権の樹立後、「普通話」の育成と普及が計られている。一九五六年二月の国務院指示の中で、普通話を次のように定義している。

「漢語統一的基礎已経存在了、这就是以北京語音为标准音、以北方話为基礎方言、以典范的現代白話文著作为語法規范的普通話。在文化教育系統中和人民生活各方面推廣这种普通話、是促進漢語达到完全統一的主要方法。」（人民日報　一九五六年二月十二日）。

これにより、普通話は、㈠語音は北京語系による、㈡語彙は北方語を基礎とする、㈢語法は現代の模範的な口語文による、と定められたことが判る。

(5) 月刊「アフリカ」昭和五三年五月号。

㈢

言語学者トラッドギルは、次のように述べている。

「ある言語を他の言語で置き替えようとすると、必然的にその文化全体を抹殺しようという努力（もちろん善意によるものであろうが）を伴うことになる。その結果は、筋の通らない民族的偏見（たとえば『ウェールズ人は英国人より劣っている』など）となって表われるし、また読み書きだけに限っても、まず新しい言語を習わなければ先生の言うことが分らない、というように、子供の教育上の発達を大いに損うことにもなりかねないのである。」[1]

トラッドギルのこの指摘は、先進国が国民国家を形成する際に、如何にコミュニケーション諸施設とくに言語の標準化を強権的に達成したかを物語っている。日本のように単一民族、単一文化に見えるような国でさえ、明治政

府はかなりな強権をもって言語の標準化を達成したのであった。沖縄の事例は、それを余すところなく語っている。

「試みに、日本語がいかにして奨励されているのかの一例をあげて見よう。十年前沖縄の一中で、方言の使用を厳禁して、その取締りにいわゆる制札法が採用されたことがあった。制札法とは、農村の内法の一で、砂糖黍を取って喰った者を制裁するために、罰札を渡すのであるが、これを渡された者は、次の違反者を自分で見付けるまでは、毎日罰金を納めなければならないという方法である。これをその中学がまねたのだ。ある特待生が方言を使ったのでさっそく例の札を渡されたが、彼は次の罪人を見付けて、これを渡すには、あまり好人物で、またそうする隙もなかったので、いつまでも自分一人で持っていた。ところが、彼の操行点は毎日ひかれて、ゼロとなり、彼はとうとう落第しなければならないようになって、彼自身はもちろん、同級生らも事の意外なるに驚いた[2]」

西ヨーロッパにおいても、社会統合を達成する過程で言語問題は、しばしば人々の民族的アイデンティティを抹殺しようとする側面を持っていた。ドーデーの『月曜物語』のいちばん初めの短編「最後の授業」は、ヨーロッパにおいて強制的に日常言語の変更を余儀なくされた人々の悲劇をえがいている。

「アメル先生は教壇に上り、私を迎えたと同じ優しい重味のある声で私たちに話した。

『みなさん、私が授業をするのはこれが最後です。アルザスとロレーヌの学校では、ドイツ語しか教えてはいけないという命令がベルリンから来ました……新しい先生が明日見えます。今日はフランス語の最後のおけいこです、どうかよく注意してください。』

……

それからアメル先生は、フランス語について、つぎからつぎへと話を始めた。フランス語は世界じゅう

図 1

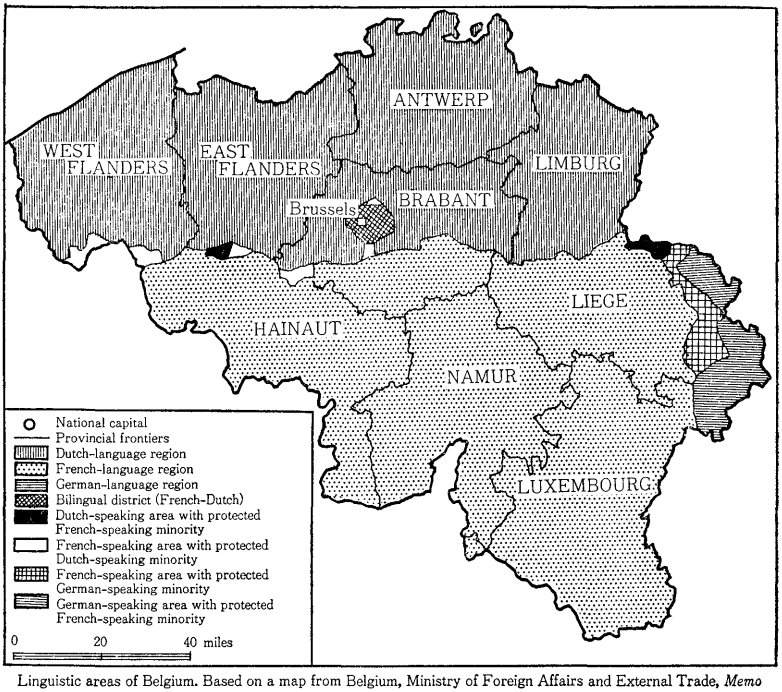

Linguistic areas of Belgium. Based on a map from Belgium, Ministry of Foreign Affairs and External Trade, *Memo from Belgium, no.* 122-124 (March-April-May 1970), pp. 40-41.

でいちばん美しい、いちばんはっきりした、いちばん力強い言葉であることや、ある民族がどれいになっても、その国語を保っているかぎりは、そのろう獄のかぎを握っているようなものだから、私たちのあいだでフランス語をよく守って、決して忘れてはならないことを話した。(3)」

先進国においても新興国と同様、標準語や公用語をどのように定めるかということは、歴史的に大きな問題であったし、今日でも依然として完全に解決されたわけではないのである。たとえば、ヨーロッパ統合をめざすEC本部の所在する国、ベルギーでは、フラマン語系住民（五五パーセント）とワロン語系住民（四五パーセント）の対立があり、しばしば政治危

機の原因となっている。ベルギーは一九七〇年十二月の憲法改正にも明らかなように、この両言語集団に対等な権限を与えることで不必要な衝突をできるだけ回避しようとしてきた（図1参照）。今日では、この二つの言語地域には大幅な自治権が認められている。[4]

東ヨーロッパでは複数言語を公用語としている国が多い。たとえば、ルーマニアでは公用語はルーマニア語であるが、マジャール自治州ではマジャール語も公用語として使用されている。チェコスロバキアでは、チェコとスロバキアの両共和国でそれぞれチェコ語とスロバキア語が公用語になっている。ユーゴスラビアでは、セルビア・クロアチア語、スロベニア語、マケドニア語が公用語となっており、また文字もセルビア語・マケドニア語はキリル文字、その他はローマ字を用いている（図2参照）。

また北アメリカ大陸においては、カナダ、アメリカ合衆国とも、言語問題をかかえている。カナダでは、ケベック州を中心としたフランス語系住民が、フランス語の公用語化を要求してきた。現在ではこの要求はカナダ政府により採択されている。しかし、フランス語の公用語化は、英語系住民から反感をもってうけとられた。トルード首相が、一九七六年九月におこなった大幅な内閣改造は、二言語公用語化政策の採択が、内閣支持率の大幅な低下につながった為であると言われている。カナダのウォータールー大学で当時教鞭をとっていた新保満は、この間の状況を次のように述べている。

「カナダ全国で政府は仏語プログラムをテレビに登場させた。チャンネル数の少ない平原州はともかく、BC州やオンタリオでは水準の高いアメリカのチャンネルをどしどし切って仏語プログラムを流すのである。ケベック以外で仏語を解する人の数はきわめて少ないので視聴率は低い。これは『政治』の産物なのである。ことにアングロ・サクソンはこのプログラムを押しつけがましいと感じている。

図 2

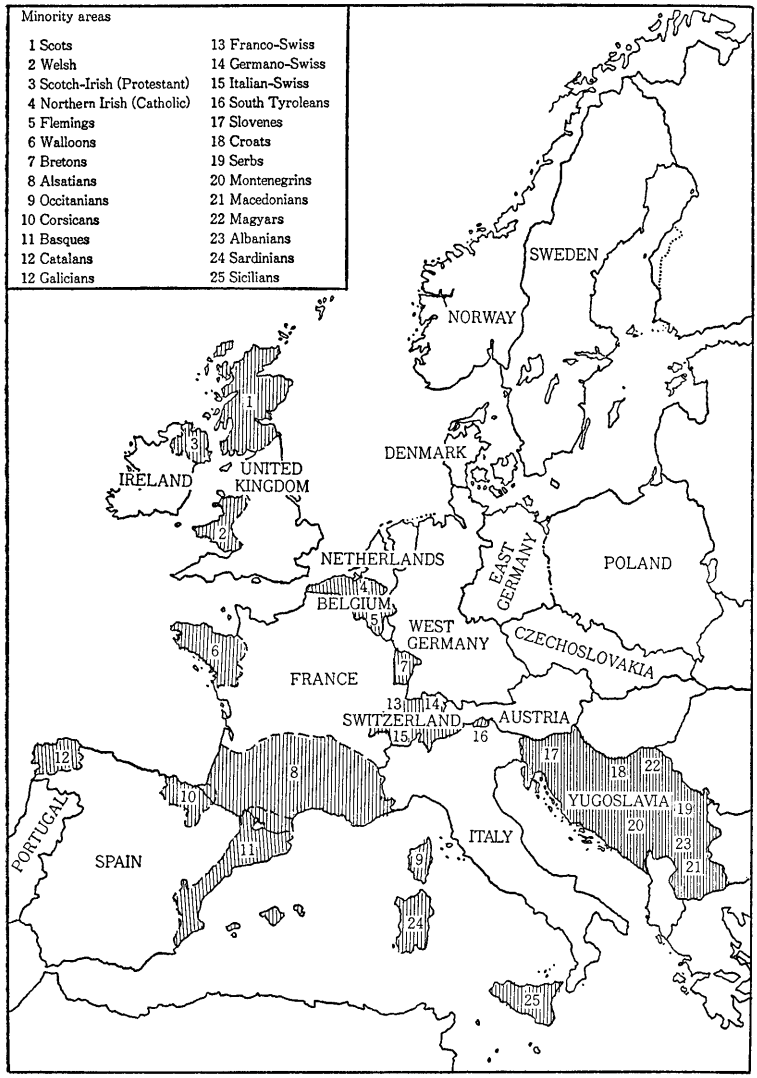

Selected ethnic homelands.

（出典）M. Esman ed. "Ethnic Conflict in the Western World" Cornell Univ. Press Ithca and London, 1977.

表 1 Bilingual Programs—Special Education—Libraries

Public Elementary and Secondary School Enrollment and Enrollment in Bilingual Programs, by Region and Race: 1980

[In thousands, except percent. Bilingual enrollment refers to pupils enrolled in a bilingual program, High Intensity Language Training, and English-as-a-second-language program or any non-language class taught in a language other than English. Based on sample and subject to sampling variability.

DIVISION	ENROLLMENT			RACE	ENROLLMENT		
	Total	Bilingual enrollment			Total	Bilingual enrollment	
		Number	Percent of total			Number	Percent of total
Total	39,832	830	2.1	White[1]	29,180	50	.2
New England	2,023	33	1.6	Black[1]	6,418	7	.1
Middle Atlantic	5,805	53	.9	Hispanic	3,179	643	20.2
East North Central	7,439	74	1.0	Asian American	749	116	15.5
West North Central	2,968	7	.2	American Indian	306	16	5.2
South Atlantic	6,634	50	.8				
East South Central	2,738	2	.1				
West South Central	4,555	223	4,9				
Mountain	2,249	68	3.0				
Pacific	5,421	320	5.9				

[1] Non-Hispanic.

Source; U.S. Department of Education. Office of Civii Rights, 1980 *Elementary and Secondary Schools, Civil Rights Survey, National-State Summaries*, 1982.

近年、連邦政府職員は、英仏両語に通じていなければならないことになった。政府は職員に交替で半年か一年の有給教育出張を命じる。この間、彼らは仕事を休んで仏語の講習を受けるのである。年とっての語学学習は成果が上がらないうえに職場に帰っても使う機会のない人がほとんどだからすぐ忘れてしまう。このプログラムのため政府は一人当り平均九、一五〇ドル支出しなければならないそうである。これは税金の大無駄使いである……と多くの人はいう。

近年ケベックの航空管制塔は用語を英仏両語にせよと要求している。これに抗議して一九七六年六月、つまり観光シーズンの最中、そしてオリンピックの直前に、パイロットが一週間余のストを打った。このときカナダの世論は湧き立った。仏系に非難が集中したのはいうまでもない。[5]」

アメリカ合衆国では、主としてヒスパニア系住民の要求を入れてスペイン語を公用語としている州や、英語以外の言語を初等・中等教育で用いている学校も全国的に少なからず存在している（表1参照）。

（1）P・トラッドギル　土田滋訳『言語と社会』岩波新書　一九七五年。
（2）外間守善〃伊波普猷　おもろ研究〃『日本民俗文化大系　十二』講談社　昭和五三年。
（3）ドーデー　桜田佐訳『月曜物語』岩波文庫　一九八二年（第四五刷）。
（4）全国政党であるキリスト教社会党ではワロン派がPSC、フラマン派がCVP、また社会党ではワロン派がPSB、フラマン派がBSPさらに自由党ではワロン派がPLP、フラマン派がPVVとそれぞれ別個の略称を持っている。他方、言語地域別政党組織ではフランドル人民同盟（フラマン語系）、フランス語民主戦線（FDF　ブリュッセルのフランス語政党）、ワロン党がある。
（5）新保満〃カナダにおける民族・人種関係〃「国際問題」No.23　一九七七年十二月号。

(四)

このような現実にもかかわらず、先進国が言語問題についてあたかも解決済みであるかのような外観を呈してきたのは、「少数民族が少数であったり、他に及ぼす影響が少ない場合には、その言語が公用語になることはあまりなく、彼らはそのかわりに多くの場合必要に迫られて、二言語使用者となりやす」かったためであった。[1] 言語問題に関し、自らの社会にも病理現象を宿している先進国が、普遍的な手本を新興国に提示できるのであろうか。

今日、多くの先進国では次の事実に気づくようになっている。すなわち、新興国が目指す社会的コミュニケーションの諸施設の標準化とは、社会的多様性の抹殺ではなく、その存在を前提とした社会統合の達成を如何にすすめ

るかということである。

この認識は、言語にしろ、人種・民族にしろ少数派をかかえている先進国で、少数派アイデンティティの高揚の結果、社会統合のあり方について盛んな論議がなされたことと深い関連をもっていた。たとえば、アメリカで一九六〇年代後半から七〇年代にかけて黒人を中心とする少数派集団によって提起された問題は、社会の基本理念を「るつぼ論」による同化の強調から、「多元主義」による異る価値体系の共存へと移行させることへの要求であった。(2)

したがって、コミュニケーション諸施設の標準化の過程は先進国から新興国へ一方的に手本が示されることであるとは考えられなくなっている。新興国で社会的コミュニケーション諸施設の多様性の存在を前提としながら社会統合をすすめて行く問題と、先進国で既に達成した社会統合を前提としながら社会的価値の多様化を容認して行く問題とは、それぞれの解決にあたって先進国と新興国の間で手本を交換し合う事柄であると考えられる。

近代化論を一般的にとりあげて、鶴見和子は、この手本の互換性について次の様に論じている。

「近代化の手本は、後発国が先発国から一方的に借用する、というのがパーソンズ、リーヴィ、モアの西欧理論に共通した考え方である。外からの刺戟と、手本の模倣をしなければ、後発国近代化はおこなわれない、という主張である。……これに対して柳田（国男）の日本近代化に対する考え方は、内発性の重視である。……柳田の見解を採用すれば、近代化とは、先発国から後発国へ、一方的に手本が貸与される過程ではなくなる。それは、先発国も後発国もふくめて、それぞれの社会の伝統を、民衆の貧しさと苦しみとをなくす方向へむかって作りかえてゆく過程である。とすれば、手本はイギリス、アメリカ、ドイツ、フランス等に限定されない。地球上にある社会の数ほどのおびただしく多様な手本が提供され、西欧および非西欧の諸社会の手本交換が、さまざまの分野について活発におこなわれることを展望する理論となるだろう。

そのように手本交換の原理によって社会変動の国際比較をおこなうとすれば、先発国が後発国から、なにを学んだか、学びえなかったかのプロセスをも分析の視野に入れることができる。[3]」

先進国と新興国の間での手本交換にとって、情報の流れの世界的な不均衡の問題は、大きな障害となっている。たとえば、インドの首相インディラ・ガンジーは、ニューデリーで開かれた「情報の植民地化」を打破しようとする非同盟諸国の担当閣僚会議で、次のように述べている。

「われわれは大国の通信社によって供給される情報を無防備に受け入れるのではなく、お互いに知り合わねばならない。われわれはアフリカのニュースをアフリカ人から聞きたいし、インドのできごとをインド人の手で世界に知らせたい。[4]」

このような世界新情報秩序についての要求は、新興国、第三世界の間から七〇年代前半に強く出された。ユネスコは、この動きをうけて一九七六年にナイロビで情報の流れを均衡のあるものにしようと試みて総会を開いた。しかし、この総会は情報主権確立のための国家のはたす役割をめぐり、新興国・第三世界・社会主義国と、欧米先進国との考えが対立してしまった。そこでユネスコは、ショーン・マクブライド（アイルランド元外相）を委員長とする委員会をつくり情報秩序についての国際的研究会を発足させた。この委員会の努力で、一九七八年にパリで開かれたユネスコ総会では、参加諸国は満場一致でマスメディア宣言案を可決した。ナイロビでの決裂からパリの合意にいたる過程で、情報の流れの不均衡や情報ギャップを是正しようとするイニシアチブも様々な形でなされた。マクブライド委員会報告は次のように記している。

「十分に確立された大規模な通信社は、彼らが自由に使える通信施設の広範なネットワークを持ち、ニュースの収集、処理、配布の長期にわたる経験とあわせて、そのサービスの送、受信を日常茶飯事のように

している。しかし、小規模な国家的通信社から大規模な通信社へ記事の送信や、国家的通信社間のニュースの流れ――特に発展途上国の相互交換――は持続的な問題を提起している。

これらの困難を克服するイニシアチブは種々な形をとっている。地域的または準地域的な通信社はすでに始められている。カリブ海地域の英語系一三ヵ国では、国連開発計画（ＵＮＤＰ）とユネスコの組織と企画の援助を得て、ロイター通信社と提携して、一九七五年にカリブ地域通信社（ＣＡＮＡ）の運営を開始した。それは一九七六年に独立した地域通信社となり、現在では一部は公的、一部は民間の一七のメディア機関で構成されている。……」[5]

確かに、今日では情報の流れについての世界的な不均衡の問題は解消されるべく様々な検討がなされている。ニューメディアの開発（通信衛星や放送衛星など）は、技術面における障害をとり除くうえで大いに寄与するものと期待されている。しかし、自分達の主張を明確化するために支払いうるコストの負担能力は、経済的に圧倒的に優勢な立場にある先進国が新興国に比して大きいことは明らかである。したがって、情報の流れをバランスさせようとする試みは、他の文化への尊重が基本的前提でなければならない。マクブライド委員会報告は、この点についても次のように述べている。

「（他の文化との）自由な交流はまた相互の尊重に基づく平等な交流でなければならない。このことを確実にするためには、脅威を受けている文化を保護、強化し、地方レベルのコミュニケーションを発達させ、巨大なメディアの圧力に対する解毒剤としてコミュニケーションの代替形式を開発することが、しばしば必要となるだろう。問題が単に一つの国ともう一つの国との間の関係のなかでのみ起るものでないこともまた強調されるべきである。しばしば最も尖鋭な形をとって、文化的少数派をかかえている国々の内部で

最も切迫した危険を提起している。」[6]

（1）トラッドギル　前掲書。
（2）鶴木眞『日系アメリカ人』講談社　現代新書　一九七六年。
（3）鶴見和子『漂泊と定住と』筑摩書房　一九七七年。
（4）読売新聞　一九七六年七月九日　朝刊。
（5）永井道雄監訳『多くの声、一つの世界』日本放送出版協会　昭和五五年。
（6）前掲書。

(五)

先進国と新興国の間で、手本を交換するということは、それぞれの世界でどのようなサブ・カルチャー間の緊張や対立があるのか、その調整や処理にあたりどのような政策が採択されたのか、サブ・カルチャーの相違に由来する多様な主張を公的に表明させる際の「公平の原則」をどう解釈しているか等の情報が交換されることである。

サブ・カルチャー間の緊張や対立を作りだしている要因が、人種・民族・言語・宗教などのように容易に動かし得ない生得的、あるいは物理的基準と重複している場合に、新興国での紛争処理は零―和ゲーム的（一方の全面勝利と他方の全面敗北）に行なわれることが多かった。他方、先進国においては、これらのサブ・カルチャー間の対立は社会的統合の根幹をゆるがすことなく、現存の政治過程によって一応処理されてきた。アメリカや西欧諸国でこの種の紛争がおきながらも一応処理されてきた理由は、サブ・カルチャー間の相違を政党組織や圧力団体の中に横断的に分断したり、あるいは政策決定者の価値や利益に対する潜在的、顕在的挑戦をあらかじめ調整・抑圧・先取するなどして、政治過程が動かされてきたためであった。[1] しかしながら、先進国のこの政治過程は今日では、社会的統

合を維持する有効性に影がさしはじめている。

たとえば、一九六〇年代から七〇年代はじめにかけてアメリカの黒人がまぎれもない最先進国の市民でありながら、黒人というアイデンティティを強調することによって第三世界の人々との連帯を主張した事実や、イギリスにおける北アイルランド問題や、カナダのケベック問題などは、サブ・カルチャーの相違のラインにそって組織や集団が形成された場合、先進国の社会統合には脆弱な面があることを表面化させた。

先進国と新興国とを問わず、多様なサブ・カルチャーをその中にふくまざるを得ない現代社会は、政治権力を握っている側からの試みとして社会統合を維持するためのシンボル操作が一層強調されることとなろう。他方、カウンター・エリート側やマイノリティ側からは、人々が基本的アイデンティティを置かざるを得ない各々の集団の「集団としての平等性」の要求が一層強調されることとなろう。

社会的コミュニケーションの諸施設に関していえば、上からのシンボル操作と下からの集団的平等性の要求との均衡点として、先進国においては二(多)言語主義、国旗や国歌の変更(たとえばカナダの例)、二(多)文化主義の下での教育制度などが実施されている。さらに、国内のサブ・カルチャーの相違にもとづいた異る意見の表明や紹介は、終局的に異る意見を収斂させる方向にむかわせるのか、或は意見の相違をより一層きわだたせることになるのか等が研究され、またアクセス権、知る権利、情報の公開性等が盛んに論じられて、新たなコミュニケーション政策が検討されている。[2] 言うまでもなく、先進国でコミュニケーション政策についての議論が盛んである最も大きな理由は、ニューメディアの出現である。マスメディアの寡占状態は、大きく変貌しようとしている。将来、それぞれのサブ・カルチャー集団が独自のコミュニケーション・メディア(メディアム)を持てるとしたら、それは社会的統合を維持する上で有効に作用するであろうか。

先進国におけるこれらの諸事例や論議は、新興国にとって重要な情報である。他方、新興国の提示している「情報主権」の問題と、世界的な規模での情報の流れの中で自国の言論の自由を守るための国家の役割などの問題は、とくに西側の先進国にとって重要な情報である。先進国においても、新興国においても、国内におけるサブ・カルチャーの相違を前提とした各集団間の相互依存形態の模索は、国際システムにおける異る世界の望ましい相互依存関係を模索する上で重要な情報となろうし、また世界の望ましい相互関係の模索から国内の各集団間の望ましい相互関係を考える上でも重要であろう。

コミュニケーション諸施設の標準化に関して言えば、最も基本的なものは言語政策であった。内村直也は、先進国には二種類の言語政策が存在していることを指摘している。その一つは標準語選定政策であり、他の一つは共通語選定政策である。

「イギリスでは、……〝標準語〟(Standard English, Standard Speech) ということばを使っているが、フランスやドイツでは、〝共通語〟(Langue Commune, Meinsprache) と呼んでいる。標準語というと、各地の方言の上に君臨する意味になる。……共通語という表現は、各地方の方言の最大公約数的なもので、方言の上に君臨するという意味は含まれていない。」(3)

日本では、明治三五年七月四日付の官報で標準語を選定することが定められている。

「国語調査委員会決議事項　国語調査委員会ハ本年四月ヨリ同六月ニ渉リテ九回委員会ヲ開キ其調査方針ニ就キテ左ノ如ク決議セリ（文部省）

一　文字ハ音韻文字(フォノグラム)を採用スルコト、シ仮名羅馬字等ノ得失ヲ調査スルコト

二　文章は言文一致体ヲ採用スルコト、シ是ニ関スル調査ヲ為スルコト

三　国語ノ音韻組織ヲ調査スルコト

四　方言ヲ調査シテ標準語ヲ選定スルコト」(4)

明治政府がどのように方言を調査し、どのような経過をへて東京山の手の中産階級の日常会話を標準語として選定したのか定かでない。しかし、その結果は沖縄や東北地方で典形的に見られた方言撲滅運動であった。それは方言を野鄙なものとするばかりでなく、その地方の文化全体を遅れたものとして否定することにつながっていた。日本はほぼ同一の民族集団により構成されている同質性の高い社会でありながら、標準語選定政策は多くの国民にネガティブなアイデンティティを植えつけてしまった。まして、多様な言語集団の存在する社会（たとえばインドのように）では、標準語選定政策そのものが社会的統合に寄与するのではなく、逆に国内における政治紛争（社会的分裂）の主要な原因になりかねない。そうだとすれば、インドで英語が、ギニアでフランス語が共通語として用いられていることは、植民地宗主国の言語であったという悪いイメージは残るものの、異る土着言語を平等の立場におくために、むしろ社会統合にとっては望ましい状況であると考えられないだろうか。

新興国と先進国の社会統合にとって、コミュニケーション諸施設の標準化ではなく、共通化がコミュニケーション政策の目標でなければならない。

(1) P. Bachrach and M. Baratz, "Power and Poverty" Oxford Univ. Press, 1970.

(2) 内川芳美は、これらの問題提起について、その背景を次のように述べている。

「伝統的な古典的言論の自由の観念が、今世紀に入って、受け手が多様な情報や思想に接触する自由という側面を強調する考え方にまず変り、それがさらに今度は受け手の発言する積極的な自由を強調する方向に新たに変ってきつつある。そこに言論の自由史にみたアクセス権の今日的意味があるように思う」（ジュリスト　一九七六年十月）。

(3) 内村直也『日本語と話しことば』昭和五十一年　北洋社。

(4) 官報　第五六九九号　明治三五年七月四日。